

株式会社高岡ガスサービス

2026年8月27日からの大雨による
災害救助法の適用に伴う特別措置について

2026年8月27日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの大雨による災害救助法が適用された地域において被災された弊社お客さまからお申し出があった場合に、下記のとおり、ガス料金の特別措置を講ずることといたします。

記

1. 適用対象

【災害救助法が適用された地域】

県	市町
富山県	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

※ただし、コミュニティガス団地は除く。

2. 特別措置の内容

- 1) お申し出のあったお客さまの2026年8月検針分（支払期日が2026年9月1日以降となるものに限る。）、2026年9月検針分、および2026年10月検針分のガス料金の支払期限日（検針日の翌日から起算して50日目の日）をそれぞれ1か月間延長いたします。

3. お申し出受付開始日

2026年8月31日（月）

・支払期限日の延長のお申し出は、お申し出時点で支払期限日が到来していないガス料金に限ります。

4. お申し出、お問い合わせ先

株式会社高岡ガスサービス 業務部 塚本（つかもと） TEL（0766）22-0709

以 上